

有償レンタルサービス利用契約書

レンタルサービスご利用者様(以下「契約者」という。)とパシフィックサプライ株式会社(以下「事業者」という。)は、事業者が行う機器のレンタルについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1条(契約者、利用者、介護者の義務)

- 契約者、利用者及び介護者はレンタル商品について定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守するものとします。
- 契約者、利用者及び介護者は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、加工・改造等を行うことはできません。また、本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
- 契約者は、レンタル商品の利用状況に変更があった場合速やかに事業者へ通知するものとします。

第2条(守秘義務)

- 事業者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た契約者・利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 事業者は、契約担当者が退職後、在職中知り得た契約者・利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 事業者は、契約者・利用者の個人情報を用いる場合は契約者・利用者の文書による同意を得ない限り、契約者・利用者・家族の個人情報を用いません。

第3条(事業者の損害賠償責任)

事業者は、レンタル商品の故障・欠陥により、万一契約者、利用者及び介護者に何らかの損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

但し、レンタル商品の故障が契約者の故意又は過失、及び第1条に違反した事に起因する場合、事業者は賠償義務を負いません。

第4条(損害賠償がなされない場合)

レンタルサービスの実施にともなう、事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

契約者が、利用者の疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したレンタルサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

第5条(契約者の損害賠償責任)

事業者は、契約者・利用者の故意又は過失によってレンタル商品が消失し、又は回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、利用者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払いを請求することができます。

第6条(レンタル費用及び支払方法)

- 契約者は、事業者に対して以下に定めるレンタル費用を次の通り支払います。
納品時に規定のレンタル代金を、宅配便代引きにサービスにより支払う。
延長については、期日前に事業者へ申し出る。延長希望期間は1ヶ月、3カ月のいずれかとし、延長確認書を送付することで規定のレンタル料金を代引きサービスにより支払う。

2. 料金表

No	期間	レンタル商品	個数	レンタル代金
1	1ヶ月	伝の心、スイッチセット、リンゴ、ボイスキャリーペチャラ	各1	¥3,000-(税込)
2	3ヵ月	伝の心、スイッチセット、リンゴ、ボイスキャリーペチャラ	各1	¥5,000-(税込)

第7条(レンタル商品の引渡し及び返却方法)

レンタル商品の引渡しについては事業者が契約者の所在地まで、任意の宅配サービスを利用し届けるものとします。

レンタル商品の返却については契約者が事業者の所在地まで、任意の宅配サービスを利用し届けるものとします。その際、発生する費用の支払いは事業者が持つこととして着払いサービスを利用するものとします。

なお、レンタル商品の引渡しの際、事業者が説明や設置を行なうことはありません。

第8条(協議事項)

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。

第9条(契約期間)

契約期間は、レンタル商品の発送日を起点とし、そこから契約の期間が経過した日から7日ほど加算した日を終点とします。7日の加算理由としては、運送に掛かる日数を考慮した猶予期間とします。

上記より、算出した契約期間を商品と同梱にて告知いたします。

事業者

住所 大阪府大東市御領 1-12-1
事業者名 パシフィックサプライ株式会社
代表者名 川村 慶